

警報発令時の対応についての基準

悪天候による警報発令時は、安全確保が最優先事項です。
 在宅中は、次に示す基準をもとに、保護者が判断してください。

1 集中豪雨・台風など自然災害に関して

(1) 午前6時の気象情報（NHKの気象情報）で、
広島市に下記の警報が発令された場合の対応について。

ア 午前6時の気象情報（NHK：5時56分～59分）で、

- ・ **広島市**に「特別警報」
 「大雨警報」と「洪水警報」の両方
 「暴風警報」
 「暴風雪警報」

の何れかが発令されている時は、自宅で待機とします。

- ・ **在住地区**に「避難勧告」

が発令されている時は、その指示に従ってください。

イ 警報等が解除された時の**登校時刻**とスクールバスの**運行時刻**

警報等解除時刻	登校時刻	授業開始時限	学園バス運行時刻	
			Aルート	Bルート
8：00まで	10:30	3限～	9:00	9:30
9：30まで	11:30	4限～	10:30	11:00
11：00まで	13:00	5限～	11:30	12:00

ウ 午前11時の時点で、アの状況が継続している時は、臨時休校とします。

(2) 広島市以外に在住している生徒で、広島市と警報の状況が異なる場合は、保護者が安全を確認の上、**在住している地区**において(1)に準じて対応をしてください。
 そのような場合は、学校(担任)に電話連絡をしてください。
 警報が解除された場合は、再度学校に電話連絡をして、指示を受けてください。

(3) 登校後の警報については、安全を確認したうえで、下校を早めたり、遅らせたりします。

(4) 臨時休校で、授業が欠けた場合は、補充授業を行うことがあります。

2 注意事項

(1) 臨時休校に関わる警報は、**特別**、**大雨・洪水**、**暴風**、**暴風雪**に限定します。
 ただし、**在住地区の避難勧告**は当該生徒のみ公認(欠席・遅刻)とします。

(2) 「メールによる学校連絡網」での連絡は、午前6時30分頃になるので、気象情報を確認し、各自で判断してください。

(3) 「臨時休校」にするかどうかの判断は、あくまでも**午前11時**の時点で判断します。

3 お願い

「メールによる学校連絡網」への登録をお願いいたします。

